

令和2年5月15日

保護者各位

知立市長 林 郁 夫
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後の保育所の対応について（連絡）

日頃は、知立市の保育行政及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に深いご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言の発出により、5月31日（日）まで、保育の縮小を実施してまいりました。国の緊急事態宣言は解除されましたが、愛知県の緊急事態宣言の期間は、5月31日（日）とされていますので、引き続き登園の自粛をお願いいたします。

なお、6月1日（月）から感染防止のための可能な限りの対策を実施した上で、通常の保育を提供していきます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者の方のお仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、登園の自粛にご協力をお願いいたします。

また、「利用申請書」の提出については、5月18日（月）から不要とします。

6月30日（火）に日割り計算した5月分の保育料と6月分の保育料（通常の料金）が引き落とされますのでご了承ください

* 保育園における感染防止のための詳細については後日お知らせをいたします。

【問合せ先】

知立市役所 子ども課 保育係
電話：0566-95-0121（直通）